

★本誌は“企業は人なり”の考えの元に会社の業績向上にお役立ていただきたいと願い発行しています。

# 人事労務お役立ち定期便



2018年2月1日発行

平成30年 第112号

発行◆せのお社会保険労務サポート事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 〒715-0016



もやもや解消！

給与計算虎の巻 その55



## ★年齢による社会保険変更のタイミング

### □ 健康保険の被保険者→後期高齢者医療保険

75歳になると健康保険から後期高齢者医療の被保険者となる。75歳の誕生日の当日の月から変更

### □ 介護保険の第2号被保険者→第1号被保険者

40歳以上になると介護保険第2号被保険者になる。40歳誕生日の前日の月から変更。65歳以上になると介護保険第1号被保険者になる。65歳誕生日の先日の月から変更。

### □ 雇用保険の免除対象高年齢労働者

毎年度4月1日現在で満64歳以上の労働者は、その年度から会社・本人ともに雇用保険料が免除。

### □ 厚生年金被保険者→被用者

70歳になると厚生年金保険の被保険者から被用者となり、会社・本人ともに保険料が不要。70歳の誕生日の前日の月から変更します。

## 【社労士せのサポのワンポイント！】

「年齢計算に関する法律」で民法143条を適用するというようになっており、法理上、誕生日の前日午後12時に1歳年齢が加算されるということになっています。例えば3月1日生まれの場合は2月28日(閏年の場合は29日)の午後12時をもって1歳年をとることになります。

年金や保険加入の際は、月単位で満年齢を計算することになっているため、1日生まれの人は誕生日月の前月に1歳年齢が繰り上がるため、年金保険料は19歳11ヵ月目から支払わなければなりません。

ただし、年金が支給されるときは2日以降生まれの人より1ヵ月繰り上がるので、ちょっとだけお得な感じがしますがね。

## ～社長さん、総務担当者のための知っておきたい人材採用～

### 「知っている人は使っているハローワークの活用法」



#### ◎もっとハローワークを活用する方法

- ハローワークインターネット求人サービスを意識する。労働条件等で細かい設定ができるため世間相場以上でないといふにかけられる。
- ハローワークへ来所した求職者にかぎり、事業所の写真を閲覧することができる。写真を提供することで様子が伝わる。
- ハローワークから登録者へリクエスト(自社の求人票を郵送)を送ってくれる。主に理学療法士、看護師等の有資格者に対し、活用できる。
- ハローワークによっては、掲示板等に手作りの求人チラシを掲示してもらえる。ハローワークによって取扱いが異なるので確認が必要。

#### 【社労士せのサポのワンポイント！】

ハローワークの活用で、あまり知られていないものに来所した求職者に対し、自社の写真を閲覧できるサービスがあります。職場の様子、仕事内容を画像で見ることができるため、「百聞は一見に如かず」でより伝わりやすくなります。

また、jpgというファイル形式であれば、会社案内も公開できるため、求人票より多くの情報を求職者に伝えることができます。

注意点としては、ハローワークの担当者任せにせず、自社で魅力的な写真を撮ることです。担当者任せにすると、写真の「腕」や撮る場所により、とても暗い雰囲気職場になるのでご注意ください。

----- 切り取ってデスクマットの下にしいておかれると忘れません -----



「あ、そうじゃ、聞いてみよう」電話 (0866) 63-3213

せのお事務所へのご相談は平日10～17時まで受け付けております。